

(案) 全国消費実態調査 耐久財等調査票の記入のしかた



お 願 い

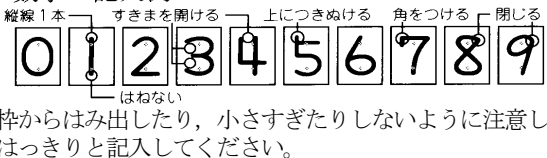
調査票の記入内容は、統計をつくるためだけに使うもので、その他の目的に使われることはありません。

※「統計法」により、調査員をはじめ調査関係者が調査により知り得た事項を他に漏らすこと、調査票を徴税など統計をつくる目的以外に使用することは固く禁じられています。
記入いただいた内容についての秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入していただくようお願いいたします。
記入が終わりましたら、もう一度内容を確認め、10月分の『家計簿A』と一緒に調査員にお渡しください。

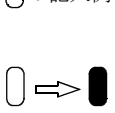
記入にあたっての留意点

- 数字で記入する欄は、「数字の記入例」のように、罫内に1文字ずつ、右詰で記入してください。
- 記入には黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。
- 所有していない品目は空欄のままとしてください。

数字の記入例



0の記入例



調査の内容、調査票の記入のしかたなどについて分からない点がございましたら、調査員が訪問した際にご質問いただくか、下記のコールセンターにご連絡ください。おかけ間違いのないようご注意ください。

総務省統計局
全国消費実態調査コールセンター



* 固定電話からおかけになった場合は、全国一律市内通話料金でご利用になれます。
* 携帯電話・PHS・一部のIP電話などからは、XX-XXX-XXXXにおかけください。(この場合、通常の通話料金がかかります。)

設置期間：2019年〇月〇日まで
受付時間：午前8時～午後10時
(土・日・祝日もご利用になれます。)

I 家具・電気製品等

品目ごとに所有総数及び取得時期別所有数を記入してください。

品 名	取得時期別 所 有 数				品 名	取得時期別 所 有 数			
	所有 総数	過去 1年以内	過去 1～5年以内	過去 5年以上		所有 総数	過去 1年以内	過去 1～5年以内	過去 5年以上
(1) システムキッチン	1	.	.	1	(13) 自動炊飯器 (遠赤釜・IH型)	1	.	1	.
(2) 洗髪洗面化粧台	1	.	.	1	(14) 洗濯機	1	.	.	1
(3) 温水洗浄便座	2	.	.	2	(15) 電気掃除機	1	1	.	.
(4) 床暖房	.	.	.	.	(16) パソコン (デスクトップ型)	1	.	1	.
(5) 太陽光発電システム	.	.	.	.	(17) パソコン (ノート型) (モバイル・ネットブックを含む)	1	.	1	.
(6) 高効率給湯器 (IH・ガス・電気・太陽熱)	1	1	.	.	(18) スマートフォン	3	1	2	.
(7) ルームエアコン	2	1	.	1	(19) 携帯電話 (PHSを含み、スマートフォンを除く)	1	.	1	.
(8) テレビ	2	.	.	2	(20) カメラ	2	.	1	1
(9) ビデオレコーダー (DVD・ブルーレイを含む)	2	.	1	1	(21) 書斎・学習用机 (ライティングデスクを含む)	3	.	.	3
(10) 食器戸棚 (作り付けを除く)	2	.	1	1	(22) たんす (作り付けを除く)	1	.	.	1
(11) 食堂セット (食卓と椅子のセット)	1	.	.	1	(23) ベッド・ソファベッド (作り付けを除く)	4	.	1	3
(12) 冷蔵庫	1	.	.	1	(24) カーナビゲーションシステム	1	.	1	.

- 品目ごとに、その所有総数を記入し、更に取得時期別の所有数を記入してください。この例は、ルームエアコンを2台所有していて、1台は6年前、もう1台は半年前に購入した場合です。
- 品目についての説明は、裏面を参照してください。

取得時期別所有数

- 取得時期については、下の表をもとに記入してください。

過去1年以内	2018年10月～ 2019年9月
過去1～5年以内	2014年10月～ 2018年9月
過去5年を 超える時期	2014年9月 以前

- 中古で購入したものは、購入したときを取得時期としてください。
- よそからももらった場合は、もらったときを取得時期としてください。
- 自分で作成したものは、完成したときを取得時期としてください。

- 会社等から事業用に配布されたものなどは含めません。

- 単品の数を記入するのではなく、セット数を記入してください。

耐久消費財に含めるもの

- ・ 中古で購入したもの及び他人からもらったもの
- ・ 現品は手元にないが、購入契約済みのもの
- ・ 他人に貸しているもの又は預けているもの

耐久消費財に含めないもの

- ・ 事業用のもの、家計用と事業用の共用で主として事業用のもの
- ・ 他人から借りているもの又は預かっているもの
(例えば、エアコン付きの賃貸住宅の場合、そのエアコンは記入しません。)
- ・ 故障・破損などのため、使用できないもの
- ・ 使い古しで今後使用する見込みがないもの
- ・ 遊学中の子、単身赴任中の家族などが長期間持ち出しているもの

- 所有している自動車、自動二輪車及び原動機付自転車について、該当する欄に1台ずつ記入してください。

- この例は、2014年に初めて登録された国産車を、中古車として2018年に購入した場合の例です。

- 自動車検査証(車検証)を見て記入してください。
- 外国で製造された車であっても、日本メーカーの車は国産車に記入してください。
- 取得時期及び初度登録年は、該当する元号又は西暦を選択した上で、年を記入してください。

- 250cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車において、初度登録年が分からない場合は、取得時期を記入してください。

- Ⅲ、Ⅳ欄については、千円の位を四捨五入して1万円単位で記入してください。
- 税込み価格を記入してください。

- Ⅰ、Ⅱ欄で記入した品目以外で所有している耐久消費財がある場合は、品名を具体的に記入してください。
- 宝石・貴金属、書画などの美術品や骨董品、毛皮などの高級衣料品は記入しないでください。
- 世帯票で調査した設備は記入しないでください。(裏面参照)
- 同一品目を複数所有している場合は、総購入価格を記入してください。

- ゴルフ会員権、スポーツ・レジャークラブ、リゾートクラブなどの会員権で購入価格が5万円以上のものを記入してください。

- 複数所有している場合は、所有総数、総購入価格を記入してください。

- Ⅱ、Ⅲ欄で記入欄の数を超過して所有している場合は、必要とする枚数の調査票を受け取ってください。
- 追加分の調査票には該当する箇所のみ記入してください。

- * プラグインハイブリッド車(PHV)は、「ハイブリッド車」に含まれます。

Ⅱ 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車
所有している自動車、自動二輪車及び原動機付自転車について、国産・輸入の別、取得時期、初度登録年、種類を記入してください。
○ 外国で生産された日本メーカーの車(逆輸入車)は、国産車としてください。

国産・輸入の別	取得時期	初度登録年(年式)	種 類
国産車	平成 西暦 年	平成 西暦 年	ハイブリッド・電気自動車
輸入車	2014 年	2018 年	ハイブリッド車 電気自動車 軽自動車 小型乗用車 普通乗用車 乗用車以外(3ナンバー以外) (3ナンバー)
自動車	国産車	平成 西暦 年	平成 西暦 年
輸入車	平成 西暦 年	平成 西暦 年	ハイブリッド車 電気自動車 軽自動車 小型乗用車 普通乗用車 乗用車以外(3ナンバー以外) (3ナンバー)
自動車	国産車	平成 西暦 年	平成 西暦 年
輸入車	平成 西暦 年	平成 西暦 年	ハイブリッド車 電気自動車 軽自動車 小型乗用車 普通乗用車 乗用車以外(3ナンバー以外) (3ナンバー)
原動機付自転車	国産車	平成 西暦 年	平成 西暦 年
輸入車	平成 西暦 年	平成 西暦 年	原動機付自転車 普通自動二輪車 普通自動二輪車 普通自動二輪車 大型自動二輪車(50cc以下) (51～125cc) (126～250cc) (251～400cc) (401cc以上)
原動機付自転車	国産車	平成 西暦 年	平成 西暦 年
輸入車	平成 西暦 年	平成 西暦 年	原動機付自転車 普通自動二輪車 普通自動二輪車 普通自動二輪車 大型自動二輪車(50cc以下) (51～125cc) (126～250cc) (251～400cc) (401cc以上)

- 取得時期と初度登録年は、右詰めで記入してください。
- 西暦は、4桁で記入してください。
- 記入欄の数を超過して自動車などを所有している場合は、必要とする枚数の耐久財等調査票を調査員から受け取って記入してください。

Ⅲ その他の耐久消費財

- Ⅰ及びⅡで記入した品目以外に所有している耐久消費財(一つ当たりの購入価格が10万円以上のもの)がある場合は、品名、所有総数、取得時期別所有数及び購入価格を記入してください。
- 品名の記入に当たっては、『耐久財等調査票の記入のしかた』を参照してください。

品 名	取得時期別 所 有 数				購 入 価 格			
	所有 総数	過去 1年以内	過去 1～5年以内	過去 5年以上	千	百	十	一
トランペット	1	1	.	.	.	.	1	5
ホームエレベーター	1	1	.	.	.	.	2	0
スキーセット	2	1	.	.	.	.	2	7
	.	.	.	.	.	.	.	.

- 記入欄の数を超過して耐久消費財を所有している場合は、必要とする枚数の耐久財等調査票を調査員から受け取って記入してください。

Ⅳ 会 員 権

ゴルフ、スポーツ・レジャークラブ、リゾートクラブなどの会員権で購入価格が5万円以上のものを所有している場合は、所有数及び購入価格を記入してください。

+ -	
所有数	2
購入価格	1260

資料6 別紙

調査員が受け取りに伺います。

10月 日() 午前 時 分ごろ
午後

耐久財等調査票を上記の日時に受け取りに伺いますので、それまでに記入しておいてください。
上記の日時で都合の悪い場合は、お手数ですが下記までご連絡をお願いします。

(連絡先)

()

「Ⅰ 家具・電気製品等」の主な品目の定義等について

品 名	定義、◎具体例、○含めるもの	×含めないもの
(1) システムキッチン	部屋の大きさや使い勝手に応じて自由に組み合わせることができるキッチンセットのことで、流し台、ガス台(又は電磁調理器)、調理台の3点セット以上のものをいいます	
(2) 洗髪洗面化粧台	洗面台、鏡、照明、ミラーボックスなどが組み合わさっているもので、洗髪ができる洗面台のことをいいます	
(3) 温水洗浄便座	洗浄用の温水が出て、腰をかける部分が保温できる便座をいいます ○乾燥、脱臭機能がついているものを含めます	×便座を保温できないもの
(4) 床暖房	住宅の床下に熱源を設置し、足元から部屋を暖める暖房器具をいいます ※熱源(電気ヒーター、温水、温風等)を問いません	
(5) 太陽光発電システム	住宅の屋根に太陽電池を設置し、太陽の光を利用して発電する自家発電システムをいいます	
(6) 高効率給湯器 (エコキュート、エコジョーズ、エコフィール)	熱効率を高めた給湯器をいいます	×太陽熱温水器
(9) ビデオレコーダー (DVD・ブルーレイを含む)	主としてテレビ放送をDVD、ブルーレイ、HDD、VHSなどに、録画・再生する機器のことをいいます	×再生機能のみのもの ×録画機能があるパソコン、スマートフォン、携帯電話
(10) 食器戸棚 (作り付けを除く)	◎茶だんす ◎和茶棚 ◎ダイニングボード	×アルミラック
(11) 食堂セット (食卓と椅子のセット)	テーブルと椅子がセットになっているもののことをいいます	×折りたたみテーブル、テラステーブル、アウトドアテーブル
(12) 冷蔵庫	冷蔵室と冷凍室を備えているもののことをいいます	×冷蔵室又は冷凍室のみのもの ×ワインセラー
(13) 自動炊飯器 (遠赤釜・IH型)	遠赤釜とIH型のものに限り ます 遠赤釜とは、遠赤外線によって米を炊き上げる炊飯器のことをいいます IH型とは、磁力線によって内釜そのものが発熱する炊飯器のことをいいます	×遠赤釜やIH型以外の炊飯器 ×ガス炊飯器
(15) 電気掃除機	○充電式のコードレス掃除機を含めます ○自走式掃除ロボットを含めます	×ハンディクリーナー ×乾電池式の掃除機
(16) パソコン (デスクトップ型)	○タッチディスプレイ式デスクトップパソコンを含めます	×家庭用ゲーム機
(17) パソコン (ノート型(モバイル・ネットブックを含む))	折りたたんで持ち運ぶことができるパソコンのことをいいます ○タッチディスプレイ式ノートパソコンを含めます ○ノート型パソコンとタブレット端末の両方の機能があるもので、キーボードが取り外せないものを含めます	×手のひらサイズのパームトップ型、PDA(携帯情報端末) ×家庭用ゲーム機

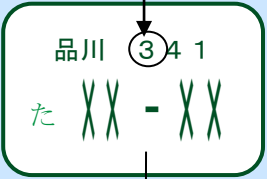
品 名	定義、◎具体例、○含めるもの	×含めないもの
(18) スマートフォン	基本機能として通話機能が備わっていて、インターネットの利用がパソコンと同様に行える携帯電話のことをいいます ○キーボード付きのものを含めます	×SkypeやLINEなどのアプリケーションによる通話機能しかないもの
(19) 携帯電話 (PHSを含み、スマートフォンを除く)	タッチディスプレイ式の携帯電話以外のボタンを押すことにより操作する携帯電話のことをいいます ○PHSを含めます	×スマートフォン
(20) カメラ	主として静止画を撮影するための機器のことをいいます フィルム式カメラ又はデジタルカメラのことをいいます ◎一眼レフ ◎コンパクトカメラ ◎デジタルスチルカメラ	×使い捨てカメラ ×ボラロイドカメラ ×カメラ機能があるスマートフォン、携帯電話、家庭用ゲーム機
(23) ベッド・ソファベッド (作り付けを除く)	※2段ベッドは1つとして数えます	×ベビーベッド ×マットレス
(24) カーナビゲーションシステム	あらかじめ入力された経路情報とGPS衛星などを利用して、自動車の現在位置と進行方向を画面上の地図に表示する装置のことをいいます ○ポータブルテレビ付カーナビゲーションシステムを含めます	×GPSシステム機能があるパソコン、スマートフォン、携帯電話

「Ⅱ 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車」について

- ◆ガソリン・ディーゼル車の種類については、下の表をもとに記入してください。
- ◆ナンバープレートの色が黄又は白の自動車で、主に事業用に使用している場合は含めません。

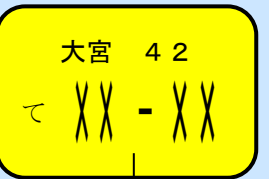
ガソリン・ディーゼル車の種類		ナンバープレートの色	分類番号の左から一桁目の数字(右例参照)
軽自動車		黄	—
軽自動車以外	小型乗用車	白	5又は7
	普通乗用車	白	3
	乗用車以外	上記にあてはまらないもの	

【例】普通乗用車



ナンバープレートの色：白

【例】軽自動車



ナンバープレートの色：黄